

発議案第 10 号

雇用対策特別委員会の設置について

標記について、会議規則第 13 条の規定により別紙のとおり提出いたします。

令和 7 年 9 月 30 日

提出者	盛岡市議会議員	千 葉 伸 行
賛成者	盛岡市議会議員	兼 平 孝 信
〃	〃	庄 子 春 治
〃	〃	小笠原 秀 夫
〃	〃	田 山 俊 悦
〃	〃	太 田 隆 司
〃	〃	鈴 木 努
〃	〃	伊 勢 志 穂
〃	〃	天 沼 久 純
〃	〃	菊 田 隆 幸
〃	〃	遠 藤 政 幸
〃	〃	豊 村 徹 也
〃	〃	佐 藤 尚 弘
〃	〃	縄 手 豊 子

盛岡市議会議長 櫻 裕 子 様

雇用対策特別委員会の設置について

- 1 本議会に雇用対策特別委員会を設置し、10人の委員をもって構成する。
- 2 議会は、雇用対策特別委員会に対し、地方自治法第109条第4項の規定により、雇用対策に関し必要な事項の調査を付託する。
- 3 雇用対策特別委員会は、議会の閉会中も調査を行うことができるものとし、議会が本調査終了を議決するまで継続して調査を行うものとする。